

選択型実務修習の概要(新第62期東京修習の場合)

○ 個別修習プログラム(例)

(* 裁判所提供プログラム)

特殊事件部

: 特殊事件部(行政, 破産再生, 執行, 保全, 交通, 労働, 商事, 建築等)において, 当該分野の実務を学ぶ。

民事・刑事通常部

: 分野別実務修習の民事裁判修習・刑事裁判修習を補完し, 深化させる観点から, 少人数(1グループ3人程度)を対象に, 分野別実務修習で触れる機会のない事件を含め, より密接な指導を行う。

(* 検察庁提供プログラム)

検察関連機関見学

: 検察関連機関の職員による講義及び庁舎等見学(法務局, 入管, 税関, 科捜研等)を通じて, これらの機関と検察の関わり, 犯罪及び捜査に関する認識を深める。

捜査補完

: 分野別実務修習の検察修習を補完し, 深化させる観点から, 少人数を対象に, 数件の身柄事件を対象にして, 捜査方針の検討, 取調べ, 起訴状の起案等につき, より密接な指導を行う。

(* 弁護士会提供プログラム)

消費者問題

: 消費者問題について第一線で活躍している弁護士らによる講義・ゼミナールへの参加, 「金融商品110番」面接相談への立会い, 東京都消費者生活総合センターの見学等を行う。

人権問題

: 外国人問題, ハンセン病患者に対する差別, 報道被害等を取り上げるとともに, 入国管理局, 外国人学校, ハンセン病療養所等の見学や外国人法律相談への立会等を行う。

企業法務部体験

: 企業の法務部の役割に関する講義のほか, 契約書作成・審査, 社内打合せ, コンプライアンスに関する報告書案作成等を通じて, 企業法務への理解を深める。

子どもの権利関連事件

: 子どもの権利に関連する事件において, 模擬面接, 付添人意見書の骨子起案・模擬審判を通じて, 付添人活動を実践するとともに, 関連施設の見学等を行う。

○ 全国プログラム(例)

*東京以外に配属された修習生も選択可能

知的財産部(東京・大阪)

: 東京・大阪にのみ存在する知的財産権訴訟専門部において、実務を学び、特許庁の見学も行う。

法務行政

: 法務省各部局職員による講義，同演習，関連施設見学等により，法務省の機構を知るとともに，各部局の役割・連携の実際について理解を深める。

弁護士事務所(知財・渉外・大規模)

: 東京・大阪にある特殊弁護士事務所(知的財産権，渉外，大規模事務所)において，当該分野の弁護士業務及び事件処理に接する。

法テラス事務所

: 様々な規模，類型の法テラス事務所の業務内容を見学し，スタッフ弁護士の活動を体験する。

国際協力(法整備支援)

: 国際協力機構(JICA)が実施する開発途上国に対する法整備支援実施業務について理解を深める。

国連機関

: 国連機関(国連難民高等弁務官事務所)の業務内容を学び，援助対象者に関する判例法の分析，難民認定申請者への法律扶助受給資格のアセスメントに際する職員への補助等を行う。

○ 自己開拓プログラム(例)

* 官公庁及びその他関係機関

... 厚生労働省，公正取引委員会，参議院事務局，県庁・市役所，労働局，警察署，児童自立支援施設，国連機関

* 民間企業等

... 一般企業法務部(銀行，保険会社，証券会社，IT企業など)，新聞社・放送局，アニメーション映画制作会社，会計事務所(税理士，公認会計士)，特許業務事務所，司法書士事務所，不動産鑑定士事務所，養護・介護・保護施設，医療機関事務局，NPO法人(DVシェルター運営，路上生活者の生活支援など)，労働組合関係，ADR機関(医療紛争，家庭問題など)